

平成17年2月3日
農林水産省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第3回プリオン病小委員会の概要について

1 日 時 平成17年2月3日(木) 13:30~16:30

2 場 所 日本郵政公社共用会議室A・B

3 概 要

(1) BSE感染源、感染経路の調査状況について

・これまで、調査を進めていた10、11及び13例目のBSE感染牛に係る給与飼料等の調査結果が説明された。これらの結果は、平成15年9月に公表された「BSE疫学検討チーム報告書」において分析・評価された予測シナリオの範疇であるとの評価がなされた。

・一方、これまでの発生例とは出生年月日等の傾向が異なる12、14例目の感染牛に係る疫学的調査については、現在調査中であり、未だ公表段階にない状況にあるとの説明がなされた。

(2) 死亡牛検査の実施状況と死亡牛検査で確認されたBSE患畜の死体を学術研究の用に供する場合の事務取扱いについて

・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき平成15年4月から原則義務付けられた死亡牛検査の実施状況が報告された。なお、その実施状況は、15年度4万8千頭、16年度(12月まで)7万7千頭となっており、このうち2頭が陽性となっている。

・また、死亡牛のBSE患畜の学術利用に関する事務取扱いについて説明がなされ、今後とも的確な死亡牛検査の実施に努めるとともに、BSE患畜の学術利用の円滑化に努めることとされた。

(3) 動物性加工たんぱくの動物検疫上の取扱いについて

・既に国内での使用・利用の禁止が解除されている動物性加工たんぱくについて、製造工程の分離等交差汚染防止対策について国内と同等の安全確保措置を講じることを条件に輸入停止を解除する方針について説明された。今後、必要に応じて具体的な家畜衛生条件について、小委員会委員に諮りつつ進めることとされた。

(4) その他

・BSE関係のリスク管理型研究について、情報収集や研究成果の施策への反映といった面で、行政との連携や国際的な連携が重要であり、また、これらの研究を通じて、BSEのリスク分析を実施する上での方法論を確立していく必要があるとの助言があり、これらの基礎となる疫学教育の充実の必要性が指摘された。

・EUのGBR(地理的BSEリスク)でレベルⅢとされているメキシコや評価が行われていない中国からの牛肉輸入について質問があり、日本向け輸出については、特定部位の除去を条件としているとの説明が行われた。

【問い合わせ先】

消費・安全局衛生管理課

担当：小倉(内3202) 杉崎(内3220)、辻山(内3191)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（代表）、03-3502-8206（直通）